

消防の動き

332号

平成10年10月

デジタル化

防災情報室長 寺村 映

コンピュータ技術の目覚ましい発展によって信号をデジタルで扱うことが常識化してきました。以前はコンピュータにもアナログコンピュータなるモノがあって、デジタルコンピュータでは複雑なプログラムを駆使し長時間かけなければできなかったシミュレーションをごく簡単に行うことができました。演算速度が遅く、メモリに制約があった時代のことであります。

ソフト面ハード面ともに飛躍的な進化を遂げた信号の圧縮技術もデジタル化と大きな関係があります。伝送容量に制約があるインターネットで映像が扱えるのもこの圧縮技術のおかげです。

限られた電波の割り当て環境の中で、より有効に電波を利用しようと無線のデジタル化が進められてきています。電波が込み合っている400MHzと150MHz帯域でその動きがあります。消防・救急無線も運悪くこの帯域を利用しているため新規の電波の割り当てではもう不可能な状況となっており、デジタル化を図りチャンネル数を確保しなければ現状においても問題となっている同時火災・救急事象時の電波の輻輳は改善されないままです。また、心電図等の

傷病状況伝送や災害現場の映像伝送、消防車両の動態管理をして災害現場にもっとも近い車両を出動させること、さらには一般の電話回線との接続なども可能となり、システムは飛躍的に高度化するものと考えられます。

電波の有効利用のためのデジタル化に関しては、本年郵政省の電気通信技術審議会から基本的な技術的条件についての答申が出され、今後は利用者が具体的にどの方式を採用するかを検討してさらに具体化を図っていくこととなります。周辺条件は整ったわけですが、消防としてはこれから新たな消防・救急無線の技術的細目を詰め、その運用方式を決めていかなければなりません。また、近い将来デジタル化された無線設備の整備を図っていくためには多くの経費が必要となるわけですが、この点についても今から検討しておかなくてはならないと考えています。

デジタル化の動きは消防・救急無線だけではなく119番の通報回線においても同様であります。情報通信分野の競争の動きに流される必要は無いと思いますが、科学技術の進歩に乗り遅れることは適切なことではないと思います。

も く じ

○巻頭言.....	防災情報室長	1
○平成10年秋季全国火災予防運動の実施について.....	予 防 課	2
○自主防災組織、ボランティア等と連携した災害弱者対策のあり方に関する調査研究報告書について.....	防 災 課	3
○救急救助の現況について	救急救助課	5
○平成10年上半年（1月～6月）における火災の概要（概数）について.....	防災情報室	10
○北から南から 東京湾アクアラインの着岸地“君不法”.....	木更津市消防本部 消防長 地曳 昌	16

「平成10年秋季全国火災予防運動の実施について」

予 防 課

『気をつけて はじめはすべて 小さな火』を統一標語として、今年も秋季全国火災予防運動が来る11月9日(月)から15日(日)までの7日間にわたって実施されます。この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されるものです。

日本では毎年約6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっています。火災の原因は、大半が失火によるものであることから、火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、火災を起こさぬよう日常生活において防火を実践していくことが大切です。

消防庁では、国民に対する防火意識の高揚のため、各関係省庁、各都道府県及び関係団体の協力のもとに、各種広報媒体を通じて防火広報活動を行うとともに、各地の消防機関においては、期間中に住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。

本年は、次の重点目標を掲げて推進します。

(1) 住宅防火対策の推進

近年の建物火災による死者（放火自殺者等を除く。）のうち、住宅火災による死者が約9割を占め、また、住宅火災における死者のうち高齢者層（65歳以上）が約半数を占めています。

このため、住宅における火災の発生防止及び住宅火災による高齢者等の死者の大幅な提

言を図るため、関係機関、関係団体等と一体となって地域に密着した広報活動、住宅用防災機器等の普及促進等、各種対策を強力に推進するものとします。

(2) 地域における防火安全体制の充実

大規模な地震が発生した場合、都市部等の密集地においては、火災の同時多発や広範囲の延焼拡大などの危険性があります。このため、自主防災組織の整備充実と事業所等を含めた相互協力による地域ぐるみの防火安全体制の充実を図るものとします。

一方、都市部において放火による火災が高い割合を占めており、また、高齢者・身体不自由者等が係わる火災も高い比率を占めています。

このため、自主的な近隣居住者の相互協力についても推進を図るものとします。

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

物品販売店舗、旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする特定防火対象物及び社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している特定防火対象物においては、ひとたび火災が発生した場合、多大の人命被害が生じる可能性が高くなっています。

このため、これらの防火対象物における防火安全対策の徹底を図るものとします。

それぞれの重点目標に対する推進項目は、次のとおりとなっています。

(1) 住宅防火対策の推進

ア 高齢者等の対策に重点を置いた死者発生
防止対策の推進

イ 住宅防火意識の高揚を図るための地域に
密着した広報の実施

ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断の実施

エ 地域の実情を踏まえた住宅防火モデル事
業の推進

オ 住宅用火災警報機など住宅用防災機器等
の普及の推進

(2) 地域における防火安全体制の充実

ア 自主防災組織の整備充実

イ 放火防止のための自主防火体制の充実

ウ 在日外国人に対する火災予防広報の充実

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の
徹底

ア 防火管理体制の充実

イ 防火基準適合表示制度（適マーク制度）
の適正な運用

ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理
の徹底

エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進

オ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使
用の推進

カ 特定違反對象物に対する是正指導の推進

キ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

ク 文化財建造物の防火安全対策の徹底

また、火災予防運動の実施に当たっては、「火
の用心 7つのポイント」を使って積極的に広

報を行なっていきます。

～火の用心 7つのポイント～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしな
い。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけな
い。



自主防災組織、ボランティア等と連携した災害弱者対策の あり方に関する調査研究報告書について

防 災 課

1 調査研究の趣旨等

高齢者や障害者等の災害弱者には、防災に
関する様々なニーズがありますが、ニーズの
対応にあたって、災害弱者自身の自助努力に

は一定の限界があり、これらの人々の災害対
応力向上のためには、社会的な支援が重要に
なります。阪神・淡路大震災においても、災
害弱者対策が大きくクローズアップされた

ころですが、伝統的なコミュニティの希薄化や核家族の進行、社会の高齢化の進展等の中で、こうした災害弱者の支援は従来にも増して大きな課題となっています。

災害弱者対策の推進の方策として、地域の中で自主的な活動を展開している自主防災組織やボランティア等との連携の重要性を指摘する声が多く聞かれるようになっていきます。本調査研究は、こうした自主防災組織やボランティア等との連携による災害弱者対策の事例の調査を通じて、各地方公共団体の災害弱者対策の推進の参考に資することを目的とするものです。

2 報告書の概要

(1) 災害弱者の現状及び災害弱者対策の方向性

災害弱者の現況として、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、災害弱者施設について現況を整理するとともに、災害弱者対策の方向性について考え方をまとめました。

ア 災害弱者対策は、防災の個別的な課題ではなく、包括的な課題である

今後、高齢化はさらに進行していくことから、全ての防災対策は「高齢化」を意識して検討される必要があります。また、障害のある人々がハード、ソフトの両面においてより安心して暮らせる地域は、万人にとって安心できる地域であり、防災の最終的な目標はここに設定されることが望まれます。こうしたことから、防災全般を包括する課題として捉えていく必要があります。

イ 災害弱者自身が主体的に「参加」すべき課題である

これまでの災害弱者対策は、支援を行う健常者と支援を受ける災害弱者という観点から検討されることが一般的でしたが、高齢化の進展など対象者が拡大する等の流れの中で、災害弱者といわれる人々自身も自らできる範囲で防災の取り

組みを進めることが必要です。

ウ 災害弱者の自助努力と支援力の双方を高めていくべき課題である

災害弱者の災害対応力は、自助によって培われた自らの対応力（自助力）と災害弱者を支える力（支援力）との和と理解できます。

(2) 自主防災組織、ボランティア等と連携した災害弱者対策の可能性

自主防災組織は、即応性、連帯性、日常性、密着性という特徴から防災対策に大きな可能性があります。一方、ボランティアについても、日常性、密着性という自主防災組織と同様の特徴の他、多様性・柔軟性、広域性といった特徴を持ち、防災対策の充実に向けて大きな期待が寄せられています。行政と自主防災組織、ボランティア等が連携することで、お互いが不足している能力をお互いが補完した活動ができるものと期待できます。

(3) 行政と自主防災組織、ボランティア等との連携の効果

ア 情報を共有化できる

イ 不足している能力をお互いに補完した活動を遂行できる

障害者をよく知る福祉協議会と消防職員の連携や、自主防災組織、民生委員、消防団による合同訪問等、災害弱者に向けた指導など

ウ 存在意義の相互確認ができるとともに活動意欲の向上につながる

エ 社会的な認知が得られる

オ コミュニティの再構築につながる可能性がある

地域における情報やヒト、モノの交流が活発化し、伝統的なコミュニティに代わる新たなコミュニティが構築されていく

カ 災害時の災害弱者への支援母体になることができる

(4) 自主防災組織、ボランティア等と連携した災害弱者対策の進め方

ア 地域（町内会・自治会、小学校区）レベルでの連携

自主防災組織（町内会や自治会等）を中心に地域内のボランティア等と連携した「災害弱者支援ネットワーク」（仮称）を構築し、行政は、活動拠点の確保、活動用資機材の支援、活動財源の確保等を積極的に支援することが望まれます。

「災害弱者支援ネットワーク」が主体となったきめ細かな対策の実施として、家具の固定・移動、非常持ち出し品の備え等災害弱者の家庭内対策の推進や、防災マップ・災害弱者台帳の作成、安否の確認、情報伝達、避難誘導體制の整備など災害弱者に配慮した防災まちづくりの推進が期待されます。

イ 市町村レベルでの連携

市町村内の自主防災組織、ボランティア等と行政（市町村、消防機関、警察）が「災害弱者対策推進ネットワーク」（仮称）を組むことが考えられます。なお、ネットワークの運営事務については、当初は行政主導で行う必要がありますが、軌道に乗った段階では、自主防災組織やボランティア等に委ねることも考慮すべ

きです。

「災害弱者対策推進ネットワーク」が行う対策としては、地域レベルでアクセスが難しい災害弱者への個別支援や啓発用資機材の作成、研修会の開催などによる人材の育成が考えられます。

また、行楽客の津波避難対策、被災地に止められた観光客等の支援対策、帰宅困難者への支援対策など、地域レベルでの対応が難しいものや、災害弱者も参加した防災訓練の実施、災害時の支援体制の整備などが考えられます。

ウ 都道府県レベルでの連携

地域レベル、市町村レベルでの災害弱者対策をさらに充実するためには、都道府県レベルでも、広域的な観点からボランティア等との連携を模索していく必要があります。具体的には、市町村レベルと同様、定期的な会合を持つなどして情報や問題意識を共有化したり、協定等を締結してお互いの役割や災害時の活動手順の明確化等を図っておくことが考えられます。

3 報告書の活用

災害弱者対策の推進に資するため、全国の都道府県、市町村及び消防本部に配布しています。

救急救助の現況について

救急救助課

消防庁では、全国の市町村の救急・救助の状況について毎年調査しており、これは、平成10年4月1日現在において、消防本部・署を設置して救急業務及び救助活動を実施している市町村の実施体制及び平成9年中の業務の実施状況等についての統計です。

なお、都道府県別の状況等の詳細については11月中旬に「救急・救助の現況」として取りまとめる予定です。

I 救急業務の概要

1 救急業務の実施体制（平成10年4月1日現在）

救急業務実施市町村数は、3,150市町村（670市1,962町518村）となっています。

（東京都の特別区は、1市として計上している。以下同じ。）

この結果、全国3,233市町村（670市1,993町570村）の97.4%（前年97.1%）が救急業務を実施し、全国総人口の99.8%（前年99.7%）がカバーされることとなりました。

（人口は、平成7年国勢調査人口による。以下同じ。）

救急隊は、4,515隊で、前年の4,483隊に比較し、32隊増加しています。

また、救急隊員の資格を有している消防職員は、9万2,854人（前年8万9,401人）であり、このうち、現に救急業務に従事している救急隊員は、5万5,410人で、前年に比較し、667人（1.2%）増加しています。

救急自動車の保有台数は、5,197台で、前年の5,133台に比較すると、64台（1.2%）増加しています。

救急業務実施市町村数及び救急業務実施市町村人口

区 分	平成9年 4月1日現在	平成10年 4月1日現在	対前年増減数	対前年増減率 (%)
救急業務実施市町村数	3,140	3,150	10	-
救急業務実施市町村率(%)	97.1	97.4	-	0.3
救急業務実施市町村人口	125,214,575	125,268,745	54,170	-
救急業務人口カバー率(%)	99.7	99.8	-	0.1

* 救急業務実施率は全国3,233市町村との割合による。（平成10年4月1日現在）

* 救急業務人口カバー率は平成7年国勢調査確定値人口125,570,246人との割合による。

救急隊員等

区 分	平成9年 4月1日現在	平成10年 4月1日現在	対前年増減	対前年増減 (%)
救急隊員としての資格を有する隊員数	89,401	92,854	3,453	3.9
現に救急業務に従事している救急隊員数	54,743	55,410	667	1.2
救急隊数	4,483	4,515	32	0.7
救急自動車保有台数	5,133	5,197	64	1.2

2 救急業務の実施状況（平成9年中）

救急出場件数は、347万6,504件（前年337万3,394件）、搬送人員334万2,280人（前年324万7,129人）で、前年に比較し、救急出場件数で、10万3,110件（3.1%）、搬送人員で、9万5,151人（2.9%）それぞれ増加しています。

事故種別ごとにみた救急出場件数及び搬送人員の状況は、前年と同様いずれも第1位が急病、第2位が交通事故でした。以下一般負傷、労働災害、加害の順になっています。

現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間）の全国平均は、6.1分（前年6.0分）となっており、収容

所要時間（救急事故の覚知から医療機関に収容されるまでに要した時間）の全国平均は、26.0分（前年24.4分）となっています。

現場到着平均所要時間及び収容平均所要時間の状況 （単位：分）

区 分	平成5年中	平成6年中	平成7年中	平成8年中	平成9年中
現場到着平均所要時間	5.7	5.8	6.0	6.0	6.1
収容平均所要時間	23.1	23.6	24.2	24.4	26.0

現場到着平均所要時間とは、覚知から現場到着までの平均所要時間をいう。
 収容平均所要時間とは、覚知から医療機関収容までの平均所要時間をいう。

事故種別救急出場件数及び搬送人員の状況

区 分	平成8年中		平成9年中		対前年増減数	対前年増減率（％）
		構成比（％）		構成比（％）		
急 病	1,828,920 (1,712,157)	54.2 (52.7)	1,899,987 (1,778,632)	54.7 (53.2)	71,067 (66,475)	3.9 (3.9)
交通事故	633,801 (712,338)	18.8 (21.9)	627,603 (707,706)	18.1 (21.2)	6,198 (4,632)	1.0 (0.7)
一般負傷	398,071 (375,815)	11.8 (11.6)	413,940 (389,973)	11.9 (11.7)	15,869 (14,158)	4.0 (3.8)
そ の 他	512,602 (446,819)	15.2 (13.8)	534,974 (465,969)	15.4 (13.9)	22,372 (19,150)	4.4 (4.3)
合 計	3,373,394 (3,247,129)	100.0 (100.0)	3,476,504 (3,342,280)	100.0 (100.0)	103,110 (95,151)	3.1 (2.9)

各欄下段（ ）内は、搬送人員。

3 救急業務高度化の状況

平成10年7月1日現在、救急救命士の資格を有する消防職員の総数は6,920名で、救急救命士による救急業務は、47都道府県の666

消防本部で実施されています。

平成9年中の応急処置件数のうち、救急Ⅱ課程修了者や救急救命士の行う拡大された応急処置等の実施件数は、401万4,706件となっ

救急救命士の運用推移

区 分	資格者数	運用数	運用隊数	運用本部数
4年	591	483	168	13
5年	1,003	541	221	53
6年	1,798	1,369	499	148
7年	2,748	2,232	730	263
8年	4,164	3,338	1,057	430
9年	5,524	4,556	1,333	554
10年	6,920	5,846	1,678	666

* 本表は平成4～7年が8月1日、平成8～10年が7月1日現在のものである。

拡大された応急処置件数

年 処置内容	5	6	7	8	9	9 / 8
自動心マッサージ器	357	571	875	1,020	1,147	1.12
在宅療法の継続	3,865	5,382	3,774	4,979	10,048	2.01
ショックパンツ	162	517	250	360	419	1.16
血圧測定	256,759	528,432	838,424	1,173,223	1,574,023	1.34
心音呼吸音聴取	106,624	197,051	281,727	370,591	476,486	1.29
血中酸素飽和度測定	228,379	511,686	836,650	1,220,244	1,655,731	1.36
心電図伝送等	34,712	78,141	123,916	184,183	236,023	1.28
経鼻エアウェイ	77,666	14,818	20,404	25,086	29,659	1.18
喉頭鏡・マギール鉗子	3,310	5,379	6,696	7,659	9,510	1.24
拡大9項目小計 (指数)	641,934 (100)	1,341,977 (209)	2,112,716 (329)	2,987,345 (465)	3,993,046 (622)	1.34
特定3行為小計 (指数)	3,861 (100)	9,687 (251)	11,985 (310)	15,996 (414)	21,660 (561)	1.35
拡大処置範囲計 (指数)	645,795 (100)	1,351,664 (209)	2,124,701 (329)	3,003,341 (465)	4,014,706 (622)	1.34

ています。

また、高規格救急自動車の配置状況は、平成10年4月1日現在で1,770台となっています。

II 救助活動の概要

1 救助活動実施体制の現況（平成10年4月1日現在）

昭和61年4月の消防法改正により救助隊が明確に位置づけられ、さらにこれを受けて同年10月に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年10月1日自治省令第22号）が公布（昭和62年1月1日施行）されたことに伴い、同省令に基づき市町村が配置する人命の救助を行うために必要な特別の救助器具を装備した消防隊を救助隊として取り扱っています。

平成10年4月1日現在、全国で救助隊を設
救助活動体制の現状

区分	救助隊設置消防本部数	救助業務実施市町村数	救助隊数	救助隊員数
平 10.4.1 現在	875	3,018	1,509	23,422
平 9.4.1 現在	869	2,986	1,493	22,920
対前年増減数	6	32	16	502
対前年増減率(%)	0.7	1.1	1.1	2.2

置している消防本部は、920消防本部の95.1%に当たる875本部となっています。

救助隊を設置している消防本部の管轄対象となっている市町村は、全国の3,233市町村のうち93.3%に当たる3,018市町村（669市1,853町496村）となっており、このうち、事務委託及び一部事務組合による広域的共同処理方式によるものが全体の86.1%（2,597市町村）を占めています。

救助隊は全国に1,509隊設置されており、前年の1,493隊と比較し、16隊（1.1%）増加しており、このうち31.5%に当たる475隊が専任救助隊となっています。なお、救助隊員数は、2万3,422人（うち専任6,863人、兼任1万6,559人）となっています。

2 救助活動の実施状況（平成9年中）

平成9年中における全国の救助活動の状況

は、救助出動件数 5 万 7 533 件(前年 5 万 3 497 件) そのうち救助活動件数は、3 万 5 050 件 (前年 3 万 2 572 件) で、救助人員は 3 万 5 105 人 (前年 3 万 2 828 人) となっています。

また、救助活動を実施するために出動した人員は、延べ 99 万 8 703 人 (うち消防職員 84 万 2 154 人、消防団員 15 万 6 549 人) でした。

火災時における救助活動の状況は、救助活動件数 6 750 件 (前年 6 418 件) 救助人員 1 403 人 (前年 1 143 人) 救助出動人員 延べ 38 万 8 811 人 (うち消防職員 26 万 0 019 人、消防団員 12 万 8 792 人) となっており、火災以外の災害時における救助活動の状況は、救助活動件数 2 万 8 300 件 (前年 2 万 6 154 件) 救助人員 3 万 3 702 人 (前年 3 万 1 685 人) 救助出動人員 延べ 60 万 9 892 人 (うち消防職員 58 万 2 135 人、消防団員 2 万 7 757 人) となっています。

事故種別ごとに救助活動の状況をみると、救助出動件数で最も多いのは、交通事故の 3 万 2 382 件で全体の 56.3% を占めています。次いで、火災 6 750 件 (11.7%) 建物等による事故 5 474 件 (9.5%) の順となっています。

また、救助活動件数でも交通事故が最も多く 1 万 7 570 件で全体の 50.1% を占め、次に多いのは、火災の 6 750 件 (19.3%) 以下、建物等による事故、水難事故、機械による事故の順となっています。

救助人員については、交通事故によるものが最も多く、2 万 2 676 人で全体の 64.6% を占めており、救助活動 1 件あたり平均 1.3 人を救助していることとなります。次いで建物等による事故の 4 118 人 (11.8%) 以下、火災、水難事故 (火災、水難事故は同率) 機械による事故の順となっています。

救助活動の状況

・概況

区 分	救助出動件数	救助活動件数	救 助 人 員
平 成 9 年 中	57 533	35 050	35 105
平 成 8 年 中	53 497	32 572	32 828
対 前 年 増 減 数	4 036	2 478	2 277
対 前 年 増 減 率 (%)	7.5	7.6	6.9

救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数である。

救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数である。

・事故種別救助活動状況 (平成 9 年中)

区 分	火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	爆 発 事 故	そ の 他	合 計
救助出動件数(件)	6 750 (11.7)	32 382 (56.3)	2 460 (4.3)	350 (0.6)	1 788 (3.1)	5 474 (9.5)	346 (0.6)	8 (0.0)	7 975 (13.9)	57 533 (100)
救助活動件数(件)	6 750 (19.3)	17 570 (50.1)	1 529 (4.4)	220 (0.6)	866 (2.5)	4 018 (11.5)	124 (0.3)	3 (0.0)	3 970 (11.3)	35 050 (100)
救助人員 (人)	1 403 (4.0)	22 676 (64.6)	1 403 (4.0)	396 (1.1)	1 095 (3.1)	4 118 (11.8)	118 (0.3)	1 (0.0)	3 895 (11.1)	35 105 (100)

() 内は構成比を示す。

火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって、救助出動件数と救助活動件数は、同数となっている。

平成10年上半期（1月～6月）における火災の概要 （概数）について

防災情報室

1 はじめに

(1) 総出火件数は5,351件の減少

平成10年上半期における総出火件数は28,914件であり、前年同期と比べると、5,351件減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は1,110件、林野火災は1,609件、その他火災は2,664件それぞれ減少し、一方、車両火災は26件、船舶火災は7件それぞれ増加しています。

(2) 火災による死者は39人の増加、負傷者は168人の減少

火災による死者は1,244人であり、前年同期と比べると、39人増加しています。火災種別ごとにみると、建物火災は821人、林野火災は14人、車両火災は159人、その他火災は250人の死者が発生しています。

火災による負傷者は3,945人であり、前年同期と比べると、168人減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は3,461人、林野火災は57人、車両火災は133人、船舶火災は24人、その他火災は270人の負傷者が発生しています。

(3) 火災による死者（爆発を除く）の38.0%は乳幼児及び高齢者

爆発を除いた火災による死者1,240人について、年齢層別にみると乳幼児及び高齢者が、死者全体では471人（38.0%）、また、建物火災の死者821人においては、375人（45.8%）をしめています。

(4) 建物火災の死者のうち、住宅での死者は86.6%

建物火災における死者821人のうち、住宅（戸建住宅、共同住宅、併用住宅）における死者は711人（86.6%）となっていま

す。

(5) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「こんろ」

全火災28,914件を出火原因別にみると、「放火」3,597件（12.4%）、「たばこ」3,043件（10.5%）、「こんろ」2,880件（10.0%）、「放火の疑い」2,709件（9.4%）、「たき火」1,673件（5.8%）の順になっています。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみると、建物火災17,092件にあっては、「こんろ」2,833件（16.6%）、「たばこ」1,900件（11.1%）、「放火」1,793件（10.5%）、「放火の疑い」1,280件（7.5%）、「ストーブ」1,159件（6.8%）の順になっています。

林野火災1,244件では、「たき火」340件（27.3%）、「たばこ」167件（13.4%）、「火入れ」135件（10.9%）、「放火の疑い」114件（9.2%）、「火あそび」77件（6.2%）の順になっています。

車両火災3,627件では、「放火」530件（14.6%）、「放火の疑い」398件（11.0%）、「排気管」326件（9.0%）、「内燃機関」166件（4.6%）、「衝突の火花」146件（4.0%）の順になっています。

その他火災6,791件では、「放火」1,237件（18.2%）、「たき火」1,015件（14.9%）、「放火の疑い」911件（13.4%）、「たばこ」831件（12.2%）、「火あそび」542件（8.0%）の順になっています。

2 全国の概況

(1) 出火件数

平成10年上半期における総出火件数は28,914件で、これは、1日当たり約160件、

約9分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

総出火件数	28,914件
建物火災	17,160件(59.3%)
林野火災	1,244件(4.3%)
車両火災	3,630件(12.6%)
船舶火災	63件(0.2%)
航空機火災	1件(0.0%)
その他火災	6,816件(23.6%)

また、それぞれを前年と比べますと、以下のとおりとなります。

総出火件数	5,351件(-15.6%)減少
建物火災	1,110件(-6.1%)減少
林野火災	1,609件(-56.4%)減少
車両火災	26件(0.7%)増加
船舶火災	7件(12.5%)増加
航空機火災	1件(-50.0%)減少
その他火災	2,664件(-28.1%)減少

(2) 死傷者数

平成10年上半期における死者数は1,244人、負傷者は3,945人で、これは、1日あたり死者が6.9人、負傷者が21.8人それぞれ発生したことになります。また、死者は、火災23.2件に1人、負傷者は7.3件に1人発生したことになります。

死者数、負傷者数についてそれぞれ前年と比べますと、以下のとおりです。

死者	39人(3.2%)増加
負傷者	168人(-4.1%)減少

(3) 火災による損害

続いて火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	22,967棟(127棟/1日1.3棟/件)
り災世帯数	16,360世帯(90世帯/1日1.0世帯/件)
建物焼損床面積	871,587㎡(4,815㎡/1日50.8㎡/件)
建物焼損表面積	83,156㎡(459㎡/1日4.8㎡/件)
林野焼損面積	61,767a(341a/1日49.7a/件)
損害額	832億1,280万円(4億5,974万円/1日288万円/件)

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	4,928件(-17.7%)減少
り災世帯数	1,379世帯(-7.8%)減少
建物焼損床面積	167,952㎡(-16.2%)減少
建物焼損表面積	8,812㎡(-9.6%)減少
林野焼損面積	237,117a(-79.3%)減少
損害額	152億8,522万円(-15.5%)減少

(注)前年比較における前年数値は、その後の調査により変更があり、昨年同期の発表数値と違うものがあります。

3 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災17,160件を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	6,788件(39.6%)
共同住宅	2,643件(15.4%)
工場	1,181件(6.9%)
複合用途(特定)	1,060件(6.2%)
併用住宅	816件(4.8%)
倉庫	569件(3.3%)
複合用途(非特定)	565件(3.3%)
事務所	360件(2.1%)
飲食店	297件(1.7%)
物品販売店舗	285件(1.7%)
その他の用途の建物火災	2,596件(15.1%)

その他の用途には、学校、神社・寺院、旅館、駐車場、遊技場、病院、社会福祉施設、公会堂、停車場、料理店、キャバレー、幼稚園、劇場、公衆浴場、スタジオ、図書館、地下街、文化財等があります。

4 出火原因別にみた火災発生状況

(1) 全火災28,914件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	3,597件(12.4%)
たばこ	3,043件(10.5%)
こんろ	2,880件(10.0%)
放火の疑い	2,709件(9.4%)
たき火	1,673件(5.8%)
火あそび	1,196件(4.1%)
ストーブ	1,191件(4.1%)

電灯・電話等の配線	677件 (2.3%)
火入れ	503件 (1.7%)
マッチ・ライター	499件 (1.7%)
配線器具	489件 (1.7%)
電気機器	437件 (1.5%)
焼却炉	389件 (1.3%)
排気管	366件 (1.3%)
溶接機・切断機	355件 (1.2%)
その他	5,155件 (17.8%)
不明・調査中	3,755件 (13.0%)

(2) 爆発を除く建物火災17,092件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	2,833件 (16.6%)
たばこ	1,900件 (11.1%)
放火	1,793件 (10.5%)
放火の疑い	1,280件 (7.5%)
ストーブ	1,159件 (6.8%)
火あそび	547件 (3.2%)
電灯・電話等の配線	530件 (3.1%)
配線器具	388件 (2.3%)
電気機器	304件 (1.8%)
風呂かまど	301件 (1.8%)
たき火	273件 (1.6%)
マッチ・ライター	246件 (1.4%)
灯火	246件 (1.4%)
溶接機・切断機	229件 (1.3%)
煙突・煙道	199件 (1.2%)
その他	2,567件 (15.0%)
不明・調査中	2,297件 (13.4%)

(3) 爆発を除く林野火災1,244件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	340件 (27.3%)
たばこ	167件 (13.4%)
火入れ	135件 (10.9%)
放火の疑い	114件 (9.2%)
火あそび	77件 (6.2%)
放火	34件 (2.7%)
マッチ・ライター	23件 (1.8%)
焼却炉	17件 (1.4%)
取灰	6件 (0.5%)

内燃機関	2件 (0.2%)
電灯・電話等の配線	2件 (0.2%)
煙突・煙道	1件 (0.1%)
かまど	1件 (0.1%)
こんろ	1件 (0.1%)
溶接機・切断機	1件 (0.1%)
その他	104件 (8.4%)
不明・調査中	219件 (17.6%)

(4) 爆発を除く車両火災3,627件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	530件 (14.6%)
放火の疑い	398件 (11.0%)
排気管	326件 (9.0%)
内燃機関	166件 (4.6%)
衝突の火花	146件 (4.0%)
たばこ	140件 (3.9%)
マッチ・ライター	108件 (3.0%)
電気機器	100件 (2.8%)
電気装置	89件 (2.5%)
配線器具	59件 (1.6%)
たき火	41件 (1.1%)
火あそび	29件 (0.8%)
電灯・電話等の配線	26件 (0.7%)
焼却炉	19件 (0.5%)
溶接機・切断機	15件 (0.4%)
その他	857件 (23.6%)
不明・調査中	578件 (15.9%)

(5) 爆発を除く船舶火災63件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

電灯・電話等の配線	8件 (12.7%)
溶接機・切断機	8件 (12.7%)
放火の疑い	4件 (6.3%)
電気機器	3件 (4.8%)
たばこ	3件 (4.8%)
こんろ	3件 (4.8%)
放火	3件 (4.8%)
排気管	3件 (4.8%)
マッチ・ライター	2件 (3.2%)
配線器具	2件 (3.2%)
灯火	1件 (1.6%)

たき火	1件 (1.6%)
ストーブ	1件 (1.6%)
焼却炉	0件 (0.0%)
内燃機関	0件 (0.0%)
その他	9件 (14.3%)
不明・調査中	12件 (19.0%)

(6) 爆発を除く航空機火災1件の出火原因については、現在調査中です。

(7) 爆発を除くその他火災6,791件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	1,237件 (18.2%)
たき火	1,015件 (14.9%)
放火の疑い	911件 (13.4%)
たばこ	831件 (12.2%)
火あそび	542件 (8.0%)
火入れ	307件 (4.5%)
焼却炉	185件 (2.7%)
マッチ・ライター	112件 (1.6%)
電灯・電話等の配線	111件 (1.6%)
溶接機・切断機	95件 (1.4%)
配線器具	39件 (0.6%)
取灰	30件 (0.4%)
電気装置	27件 (0.4%)
電気機器	25件 (0.4%)
こんろ	19件 (0.3%)
その他	666件 (9.8%)
不明・調査中	639件 (9.4%)

(8) 爆発のみの火災96件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	12件 (12.5%)
マッチ・ライター	8件 (8.3%)
溶接機・切断機	7件 (7.3%)
ストーブ	6件 (6.3%)
電気機器	5件 (5.2%)
風呂かまど	4件 (4.2%)
たき火	3件 (3.1%)
炉	3件 (3.1%)
たばこ	2件 (2.1%)
放火の疑い	2件 (2.1%)
焼却炉	1件 (1.0%)

電気装置	1件 (1.0%)
配線器具	1件 (1.0%)
火あそび	1件 (1.0%)
内燃機関	0件 (0.0%)
その他	31件 (32.3%)
不明・調査中	9件 (9.4%)

5 死傷者の発生状況

(1) 火災種別死者発生状況

全死者1,244人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	821人 (66.0%)
林野火災	14人 (1.1%)
車両火災	159人 (12.8%)
船舶火災	0人 (0.0%)
航空機火災	0人 (0.0%)
その他火災	250人 (20.1%)

(2) 建物用途別死者発生状況

建物火災における死者821人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	530人 (64.6%)
共同住宅	137人 (16.7%)
併用住宅	44人 (5.4%)
複合用途(特定)	30人 (3.7%)
複合用途(非特定)	16人 (1.9%)
工場	9人 (1.1%)
倉庫	5人 (0.6%)
飲食店	3人 (0.4%)
物品販売店舗	2人 (0.2%)
旅館	2人 (0.2%)
その他の用途の建物火災	43人 (5.2%)

その他の用途には、停車場、遊技場、駐車場、社会福祉施設、事務所、学校、公衆浴場等があります。

(3) 火災種別負傷者発生状況

全負傷者3,945人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	3,461人 (87.7%)
林野火災	57人 (1.4%)
車両火災	133人 (3.4%)
船舶火災	24人 (0.6%)

航空機火災 0人(0.0%)
 その他火災 270人(6.8%)

(4) 建物用途別負傷者発生状況

建物火災における負傷者3,461人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅 1,694人(48.9%)
 共同住宅 615人(17.8%)
 複合用途(特定) 231人(6.7%)
 併用住宅 199人(5.7%)
 工場 181人(5.2%)
 複合用途(非特定) 146人(4.2%)
 飲食店 52人(1.5%)
 物品販売店舗 32人(0.9%)
 事務所 32人(0.9%)
 倉庫 31人(0.9%)
 その他の用途の建物火災 248人(7.2%)

その他の用途には、社会福祉施設、学校、病院、旅館、遊技場、神社・寺院、公衆浴場、駐車場、公会堂、キャバレー、劇場、スタジオ、文化財等があります。

(5) 死者の発生した経過別死者発生状況

全死者1,244人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

放火自殺 500人(40.2%)
 逃げおくれ 446人(35.9%)
 着衣着火 91人(7.3%)
 出火後再進入 11人(0.9%)
 その他 196人(15.8%)

(6) 年齢層別死者発生状況

爆発を除く死者1,240人について、年齢層別にみますと、以下のとおりです。

6~64歳以下 765人(61.7%)
 65歳以上 434人(35.0%)
 5歳以下 37人(3.0%)
 年齢不明 4人(0.3%)

(7) 複合条件による死者発生数

(a) 年齢層並びに火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

・5歳以下(爆発を除く)
 建物火災 34人(91.9%)

林野火災 0人(0.0%)
 車両火災 2人(5.4%)
 船舶火災 0人(0.0%)
 航空機火災 0人(0.0%)
 その他火災 1人(2.7%)

・6~64歳以下(爆発を除く)

建物火災 444人(58.0%)
 林野火災 2人(0.3%)
 車両火災 144人(18.8%)
 船舶火災 0人(0.0%)
 航空機火災 0人(0.0%)
 その他火災 175人(22.9%)

・65歳以上(爆発を除く)

建物火災 341人(78.6%)
 林野火災 12人(2.8%)
 車両火災 12人(2.8%)
 船舶火災 0人(0.0%)
 航空機火災 0人(0.0%)
 その他火災 69人(15.9%)

(b) 年齢層並びに建物用途別にみると、以下のとおりです。

・5歳以下(爆発を除く)

住宅 21人(61.8%)
 共同住宅 6人(17.6%)
 複合用途(非特定) 5人(14.7%)
 複合用途(特定) 1人(2.9%)
 併用住宅 1人(2.9%)

・6~64歳以下(爆発を除く)

住宅 255人(57.4%)
 共同住宅 90人(20.3%)
 併用住宅 34人(7.7%)
 複合用途(特定) 16人(3.6%)
 工場 8人(1.8%)
 倉庫 5人(1.1%)
 複合用途(非特定) 3人(0.7%)
 飲食店 2人(0.5%)
 その他 31人(7.0%)

・65歳以上(爆発を除く)

住宅 254人(74.5%)
 共同住宅 40人(11.7%)

複合用途（特定）	13人（3.8%）
併用住宅	9人（2.6%）
複合用途（非特定）	8人（2.3%）
物品販売店舗	2人（0.6%）
公衆浴場	1人（0.3%）
工場	1人（0.3%）
その他	13人（3.8%）

(c) 年齢層並びに死者の発生した経過別に

みると、以下のとおりです。

・5歳以下（爆発を除く）

逃げおくれ	30人（81.1%）
放火自殺	3人（8.1%）
着衣着火	1人（2.7%）
出火後再進入	0人（0.0%）

その他 3人（8.1%）

・6～64歳以下（爆発を除く）

放火自殺	416人（54.4%）
逃げおくれ	194人（25.4%）
着衣着火	28人（3.7%）
出火後再進入	4人（0.5%）
その他	123人（16.1%）

・65歳以上（爆発を除く）

逃げおくれ	218人（50.2%）
放火自殺	79人（18.2%）
着衣着火	62人（14.3%）
出火後再進入	7人（1.6%）
その他	68人（15.7%）

東京湾アクアラインの着岸地 “君不法”

木更津市消防本部 消防長 地 曳 昌

世界でも最大規模の海洋土木工事、東京湾をはさむ木更津市と川崎市を結ぶ東京湾アクアラインが昨年12月に開通しました。夢の架け橋といわれ、構想から31年、着工から8年の歳月をかけ、夢が現実のものとなったわけです。東京湾アクアラインは、延長15.1キロメートルで木更津沖4.4キロメートルに造られた人工島「海ほたる」を接点に海上ルート5.1キロメートルと海底ルート10キロメートルの自動車専用道路です。

海ほたるは世界でも珍しい海上にあるパーキングエリアで、豪華客船をイメージしたものです。360度のパノラマは本家アクアライン以上の観光スポットとなっており、これを目的に訪れる観光客は多く、本線道路の渋滞を引き起こす程までに人気が集まっております。

アクアラインの開通に沸く木更津市は、昭和17年に市政が施行され昨年55周年を迎えました。「きさらづ」の名が文献の上に現れてきたのは、中世にはいつてからでしたが、きさらづという地名の起こりといえ、必ず語られるのが日本武尊（やまとたけるのみこと）と弟橘姫（おとたちばなひめ）の悲恋の伝説です。日本武尊が東夷征討の際相模から上総へ渡ろうとしたとき、突然海が荒れ、船が転覆しそうになり、日本武尊の妃弟橘姫は海中に身を投じ海神の怒りをおさめ無事上総に渡ることができた。上陸した尊は、この地の丘にのぼり、姫の沈んだ海をながめ悲しみ、しばしこの地を去らなかつたことから、この地が君不法と名付けられ、きみさらづが木更津になったと伝えられており何やらこじつけめいてはいますが、木更津とその周辺には、日本武尊と弟橘姫にまつわる話はいへん多く、捨てがたい伝説といえます。

江戸時代には、木更津水夫が霞ヶ原の戦いで功績をあげたことから、徳川幕府から特権を与えられ、その権力を背景に交通の要所となり、当時の交通機関であった木更津船は、東京湾内随一の勢力を誇りました。歌舞伎の名狂言で知られる切られ与三郎とお富の「与話情浮名横櫛」の舞台にもなりました。

消防本部は、昭和26年4月に1本部・1署21人体制で発足、その後町村合併や市街地開発に合わせ署所を開設、平成8年10月には東京湾アクアラインの接岸地に本市北部地区の防災上の拠点施設として分署を開署し、現在では1本部・1署・3分署・3出張所となり181人の職員と640人の消防団員で管内面積138.65平方キロメートル、人口12万市民の安全を日夜見守っております。

市街地における署所数の多さは、住民により接した位置に署所が置かれて消防車が配置されているということで、住民意識のなかで安心感が定着しております。

「水と緑の豊かな自然を守り、安全で住みよいまちをつくります。」これは木更津市民憲章の第一の条文です。アクアラインの開通をはじめとする高速道路の開通、千葉県の進めるDNAの研究開発施設と先端産業企業の進出で、本市を取り巻く環境は近年例を見ないほどの変化を遂げようとしており安全に対する消防への期待も大きくなっております。

これに対応すべく増加している救急需要に対して4台ある救急自動車全ての高規格化（今年度中に2台目）と救急救命士の養成（現在4名）をここ数年で実施する計画であります。

また、市民防災としての自主防災組織の普及をすすめ、毎年定例的に地域ごとの訓練を定着

④灯油とガソリンを間違わないように、色や臭い等で区別する習慣を身につける。

ア 色による区分

・ガソリン...オレンジ系色

・灯油.....無色透明

イ 臭いによる区分

ガソリン、灯油は、それぞれ特徴のある臭いを有しているので、灯油を購入した際、いつもと違う臭いがする場合は注意する。

⑤万一の場合に備え、消火器を準備し、いつでも使えるようにしておく。

2 保管上の注意

①必要以上に買いためしない。

②灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク及び認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。

③保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とする。

④地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにする。

なお、灯油、ガソリンの保管や取扱いに関する相談は最寄りの消防署へ。

雪害に備えよう

(防 災 課)

暖かい地方に住んでいる方にとっては、雪といえばスキーやクリスマスといった楽しいイメージを持たれることでしょう。雪は、大切な観光資源にもなりますが、ひとたび大雪となると大きな災害をもたらすことがあります。雪国で生活する方にとっては、雪は生活面での不便さだけでなく恐ろしい存在でもあります。

冬になると日本列島を取り囲む気候は、一般的に西高東低の気圧配置となり、シベリア寒気

団からの季節風が日本海の水蒸気をたっぷりも含んで、いわば列島の背骨である山脈にぶつかることで、日本海側を中心に豪雪をもたらします。

次の表にみられるように、雪害により毎年尊い生命が失われており、自然災害の中でも相当なウエイトを占めており極めて深刻な被害をもたらしているといえます。

区 分	雪 害	風水害	地 震	地滑り	その他	
7年	死者・行方不明者	14	19	6,433	-	12
	負 傷 者	80	90	43,957	-	31
8年	死者・行方不明者	28	20	-	34	2
	負 傷 者	176	254	28	9	36
9年	死者・行方不明者	16	50	-	1	4
	負 傷 者	53	217	120	5	31

一般的に、雪による被害には、大量の降雪によるもの（交通障害など）、雪の重さによるもの（家屋の倒壊、樹木の折損など）、雪崩、融雪によるもの（洪水、地滑りなど）がありますが、この中でも人的被害につながりやすいものは、雪崩によるものと屋根の雪下ろし中の転落

事故によるものが多く、特に、雪崩が発生した場合には、一度に多くの犠牲者を伴う場合がみられます。

昭和61年1月26日新潟県能生町で発生した大規模な雪崩により、13名もの死者が発生したことは、この典型的な例といえます。

こうした豪雪の恐れがある地域については法律に基づいて「豪雪地帯」として、北海道、東北地方を中心に全県指定が10道県、一部地域として14府県が指定されています。これらの地域について、政府としては、道路、鉄道等の重要路線の除雪体制の強化、雪崩防止柵の整備など地域の産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な豪雪対策を推進しており、また、雪害災害に対する住民の理解と関心を深めるため、12月1日～7日を「雪崩防災週間」として各種行事を実施しています。

放火による火災の防止

「放火」及び「放火の疑い」による火災は、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めているとともに、平成4年以降連続して1万件を超えています。

放火火災の傾向としては、冬から春先及び夜間から明け方（20時以降翌朝の6時までの間）にかけて多く発生しています。また、都市部における発生件数が多いことも特徴となっています。

放火火災の要因は様々であることから、一般の火災とは異なった予防対策が必要です。以下の点に特に注意し、放火されない環境をつくるよう心がけましょう。

建物に対する防火防止

建物に放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫・物置、共同住宅等の玄関ホールや階段室等の共用部分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりにおける放火が目立ちます。侵入を防ぐという観点からは、施錠管理をきちんと行うことと、照明器具の設置等により暗がりをなくすことが放火火災を防止する上で有効です。また、建物の周囲に燃えやすい物を放置せずに、きちんと片づけておくようにしましょう。夜間無人となる工事

消防庁では、都道府県と市町村が定める防災のための総合計画である地域防災計画の見直しを進める中で、災害発生の恐れがあるときに気象情報や防災上必要な情報をできるだけ早く収集し、住民に迅速かつ正確に伝達し、また、避難の指示等を的確に発し、住民の方々に確実に伝えるための情報収集伝達体制及び警戒避難体制を整備するよう指導しています。

今年も、警戒を怠らずに、雪に強い安全なまちづくりを進めていきたいものです。

（予 防 課）

現場や空き家なども監視性が低く放火されるおそれが高い場所であることから同様の措置を講ずるとともに、敷地内への侵入を防ぐための囲い等の設置、電源の遮断、ガスの供給停止等を行う必要があります。

車両に対する放火防止

路上、建物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両の荷台やボディカバーなどに放火されるケースや施錠がされていない車両の内部に放火されるケースなどもあります。防止対策としては、不用意に車を放置しないことが重要ですが、ボディカバーに防災製品のものを使用したり、施錠管理をしっかりと行うことも有効です。

その他のものに対する放火防止

夜間にゴミ捨て場のゴミや放置された新聞・雑誌等に放火されるケースが多く見られます。夜間にゴミを放置しないなどゴミ集積場所の環境づくりを地域ぐるみで実施し、住民一人ひとりのモラルの高揚を図ることも重要です。

放火は不特定多数の人間の生命、身体及び

財産に危険をもたらす極めて悪質な犯罪です。放火の危険から地域社会を守るためには、住民、事業所、鐘い機関等が一体となって、放火されにくい地域環境を作り出す必要があります。

ます。地域の実情に即して、町内会、自治会、自主防災組織、事業所、関係機関等が連携し、協力体制を確立することによって、地域全体で放火に立ち向かうようにしましょう。

石油ストーブなどの安全な取扱い

(予 防 課)

平成8年中におけるストーブによる火災は全国で2,107件発生し、中でも石油ストーブによる火災は1,432件で最も多く、ストーブによる火災全体の68.0%を占めています。また、ストーブによる火災の主な経過をみると、火をつけたままの給油や移動、カーテン・洗濯物等の可燃物との接触、使用方法の誤りなど不注意により出火するケースが多く見られます。

寒い時季を迎え、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなりますが、ストーブによる火災を出さないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

1 設置場所

- ・ ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。
- ・ カーテン等がストーブに接触しないようにすること。
- ・ ストーブの上方に洗濯物を干さないこと。
- ・ ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険があるものは使用しないこと。

2 使用方法

- ・ 取扱説明書をよく読んで正しい使用方法で使用する。
- ・ カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締め、漏れのないことを確認すること。
- ・ ストーブは対震自動消火装置付きのものを使用すること。

3 点火及び消火の確認

- ・ 点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。
- ・ 就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

4 設置方法

- ・ 地震等の振動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブは、きちんと固定すること。また、煙突がついているものは、金属や支線等を使用して固定すること。

5 点検・整備

- ・ 暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、安全装置等が故障している場合には、販売店等に修理を依頼すること。

お 知 ら せ

平成10年9月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発信者	標 題
消防特第129号	10.9.2	都道府県消防防災主管部長	特殊災害室長	高速自動車国道活用施設に係る消防用自動車等の緊急通行について（通知）
消防危第79号	10.9.4	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」等の一部改正について
消防危第80号	10.9.10	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防危第83号	10.9.17	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	毒物、劇物等の混入事件に対する対応について（通知）
消防救第202号	10.9.17	各都道府県消防主管部長	救急救助課長	毒物、劇物等の混入事件に対する対応について（通知）

消 防 庁 辞 令

（平成10年9月16日付）

氏 名	新	旧
北 村 重 治	出向 （建設省住宅局建築指導課課長補佐へ）	予防課国際規格対策官兼課長補佐
島 田 和 明	予防課国際規格対策官兼課長補佐	建設省住宅局建築指導課課長補佐

（平成10年10月1日付）

氏 名	新	旧
鈴 木 善 彰	免消防団係長事務取扱	消防課主幹・消防団係長事務取扱
村 上 敬	出向 （自治大臣官房国際室国際交流第一係長兼国際交流第二係長へ）	消防課職員第二係長兼国際協力係長
依 田 和 弘	消防課消防団係長	消防課
矢 竹 千 洋	消防課職員第二係長兼国際協力係長	自治大臣官房総務課
大 竹 勇 二	兼総務課	消防研究所庶務課

テレビによる防災キャンペーン（11月分）

ご存じですか 防災ミニ百科		
放送日	主管課	テ ー マ
11月5日	予 防 課	住宅火災予防

第26回日本救急医学会救急隊員部会学術総会の開催について

救急救助課

第26回日本救急医学会救急隊員部会学術総会は、11月12日(木)～14日(土)の3日間にわたり香川県自治会館、香川県厚生年金会館及びマリンパレスさぬき(香川県高松市)において下記により開催されることとなりました。

本学会では、救急隊員部会以外にも医師部会や看護婦部会へ参加することができ、普段あまり聴くことのできない専門性の高い演題等多様な演題を聴くことができるため、救急隊員のみならず広く消防職員に参加していただきたいと思えます。

第26回日本救急医学会救急 隊員部会学術総会の内容

1 シンポジウム

「救急隊の多様な運用形態とその選択」

救急業務を迅速、適切に遂行するために指令室や消防隊との連携といった消防機関の組織力を生かす方法について先進的な例をもとに論議する予定です。

2 (1) ラウンドテーブルディスカッション1

「消防防災ヘリコプターを使った救急業務のあり方について」

消防防災ヘリコプターによる搬送が救急業務として明確に位置付けられたことを契機に、今後の救急業務のあるべき姿について討議します。

(2) ラウンドテーブルディスカッション2

「救急救命士の病院実習 救急救命士の病院内実習検討委員会報告を受けて」

救急救命士の病院内実習検討委員会報告を受けて、今後あるべき救急救命士の病院実習について議論します。

3 教育講演

(1) 「意識障害の病態からみた観察と処置に

ついて」白川洋一教授(愛媛大学医学部)

(2) 「外傷性ショックの病態からみた観察と処置について」中谷寿男教授(関西医科大学救急医学科)

(3) 「呼吸不全の病態からみた観察と処置について」篠崎正博助教授(和歌山医科大学高度集中治療センター)

それぞれの病態における観察と処置について、救急隊員として知っていなければならない基本的なことから見落とししやすいピットフォールを含めて講演をいただくことになっています。

4 一般演題

(1) 「救急活動1～4」

(2) 「救急業務1～3」

(3) 「応急手当の普及啓発」

(4) 「救急隊員の教育訓練、その他」

各消防機関から募集を行い、全国から61題採用されており、各演者からそれぞれの内容について発表していただきます。

スケジュールの予定

・11月12日(木)

香川厚生年金会館 9:30～17:00

開会式、ラウンドテーブルディスカッション1、シンポジウム、教育講演(1)、一般演題

・11月13日(金)

香川県自治会館 9:00～16:50

・マリンパレスさぬき 9:00～16:20

ラウンドテーブルディスカッション2、一般演題

・11月14日(土)

香川県自治会館 9:00～12:15

教育講演(2)(3)、閉会式

開発途上諸国の研修員の消防庁長官表敬訪問について

消 防 課

消防庁では、国際協力事業団と協力して、開発途上諸国の消防関係者に対する各種の研修を実施していますが、平成10年8月24日(月)に、消火技術研修に参加されている研修員8名が、また、9月10日(木)には、救急救助技術研修に参加されている研修員10名が消防庁長官を表敬訪問されました。

消火技術研修は北九州市消防局が、救急救助技術研修は、大阪市消防局が中心となって、研修を実施しています。

これらの研修は、我が国技術協力計画の一環として日本政府によって設けられ、開発途上諸国の消防の発展に寄与することを目的として実施しています。



消火技術研修表敬訪問（審議会室）



救急救助技術研修表敬訪問（長官室）

第46回全国消防技術者会議の開催について

消防研究所

消防に関する技術開発、調査研究等の成果を発表し討議等を行う「第46回全国消防技術者会議」を下記により開催しますので、ご案内いたします。

記

- 1 開催日 平成10年10月22日(木)、23日(金)の2日間
- 2 開催場所 ニッショーホール(日本消防会館)
東京都港区虎ノ門二丁目9-16
TEL 03(3503)1486
- 3 会議内容
 - (1) 特別講演 NHK 解説委員 吉村 秀實氏
「災害時、情報はどうあるべきか」
 - (2) 地震防災対策をテーマとした研究発表
 - (3) 消防に関する技術開発、調査研究成果、災害事例の報告等をテーマとした研究発表
 - (4) 開発・試作中機器等の展示・デモンストレーションによる発表

「119番の日」啓発ポスターについて

自治体消防制度40周年を記念して創設いたしました「119番の日」が、本年度10周年を迎えております。

消防庁といたしましては、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深めていただき、防災意識の高揚、ひいては地域ぐるみの防災体制の確立に資するため「119番の日」の啓発ポスターを作成いたしました。



クローラー式ホースレイヤー

消防研究所

1 はじめに

火災現場におけるホース延長作業は消防隊員自身がホースを運搬する「手びろめ」か、「ホースバッグ」や「ホース延長車」にホースを積載して運搬する方法で行われています。ホース延長車には人力でえい航するものとモータやエンジン等の動力を用いたものがあります。

手引きホース延長車は平坦な路面上で用いられますが、ホースを乗せたときの総重量が約200キログラム重にもなり、消防隊員の肉体的負担はかなり厳しいものとなります。消防吏員の年齢構成の高齢化に対応し、消防活動の機動力を確保するために、消防装備の動力化、軽量化、自動化が望まれています。

動力ホース延長車はいくつかの種類がありますが、車輪で走行するタイプのもは、積雪路面上や砂地・砂利道・ぬかるみなどの不整地路面上での使用は困難です。このような路面におけるホース延長車に求められる要件は、(1)操作性がよいこと、(2)機能の信頼性が高いこと、(3)消防自動車に積載できるように小型・軽量化が図られたものであること、(4)耐久性、保守管理性に富んでいること、(5)多様な積雪状態・路面状態で使用できること、(6)低温下・不整地走行時の機能の信頼性が高いことなどです。

消防研究所では、積雪路面上や不整地路面上におけるホース延長操作を迅速かつ容易に行うことのできる「クローラー式ホースレイヤー」を開発しました。また、ここでの研究成果は実際の製品になっています。

2 構造

開発したクローラー式ホースレイヤーの外観

を写真1に示します。このホースレイヤーは車体とホース積載部からなっています。車体はフレーム、駆動部、操作部および安全装置で構成されています。最低地上高は、直下に65ミリメートルホースがあっても接触しないように、100ミリメートルとしています。また、本体の重量は230キログラム重です。

動力源は6馬力のガソリンエンジンを使用しました。走行輪にはゴム製のクローラ（無限軌道）を使用しています。

操作はすべて本体後部で行う方式を採用しました。ステアリングハンドルの形状は、写真2の①のように、自転車などと同様なT型をしています。

ホース積載部と荷物積載部には7本の65ミリメートルホース②と2本の管銃③および1個の二股分岐管④が収納できます。消防統計によると、放水隊1隊あたりが使用するホースの平均本数がおよそ5本となっていて、積載ホースは7本で十分と思われます。延長時にホースはエンジンルームの右側から出ていきます。管銃収納箱はエンジンルームの前にあり、巻きつけられたホースの上に取り付けられています。

操作員が延長車にひかれる事故を防止するため安全スイッチ⑤（デッドマンスイッチ）を設けてあります。また、緊急停止ボタンも番号9の位置に設けられています。

3 性能

本ホースレイヤーでは、U字型のホース積載方法を採用して、延長されるホースが操作員の歩行の邪魔にならないようにしました。

最大速度はおおむね後進時とシフトレバーが

1速のとき時速3.5キロメートル、2速のとき時速7キロメートル、3速のとき時速10キロメートルです。

無積雪状態の地肌、草地および積雪状態路面の3種類の坂道において登坂能力試験を行いました。1速で傾斜25度の地肌・草地および15センチメートルの積雪状態で22度の坂道の走行には支障がありませんでした。

また、満タンにした状態で2速で平坦地を走行すると、最大積載荷重で3時間の連続走行ができます。

本ホースレイヤーの回転半径は約1,400ミリメートルで、非常に小回りが利きます。

本ホースレイヤーは砂地、砂利道、ぬかるみ、草原においても支障なく走行できます。また、障害物として65ミリメートルホースが延長されている路面や道路の縁石などの段差もスムーズに乗り越えられます。

走行性能を表1にまとめて示します。

本ホースレイヤーは登坂能力が優れているため、板でスロープを作れば容易に消防自動車に積み降ろしができます。

4 おわりに

このクローラー式ホースレイヤーは積雪路面や不整地路面上でのホース延長作業を軽減するために開発したもので、目的を十分に達成できたと確認しています。本ホースレイヤーは馬力が大きく、長時間の使用に耐えられ、路面状態を選ばずに使用できるので、例えば、震災時における消防活動や救助活動での活用も可能です。

火災現場で要求されるさまざまな厳しい環境に対処できるような設計となっており、現在、製品が販売されています。今後、クローラー式ホースレイヤーが各消防本部に配備されて、消防吏員の作業の軽減につながれば幸いです。



図1 クローラー式ホースレイヤー

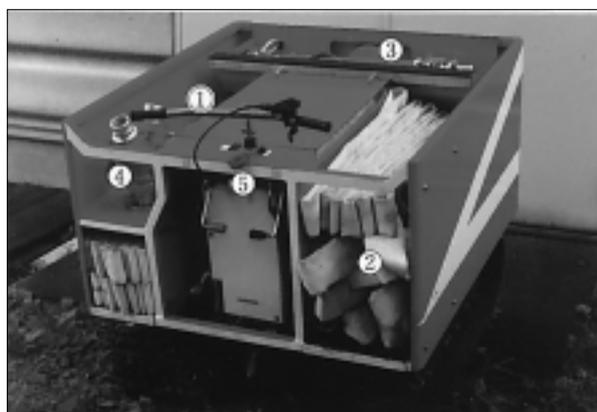


図2 操作部の詳細

表1 走行性能（最大積載時）

最高速度	時速10キロメートル
登坂角度	25度
超堤能力	150ミリメートル
進入角度	45度以上
回転半径	1,400ミリメートル
最大牽引荷重	200キログラム重

10月の広報テーマ

地震発生時の出火防止

国際消防救助隊に対する理解の推進

国際防災の10年に対する理解の推進

消防の国際協力に対する理解の推進

ガス機器による火災及びガス事故の防止

編集後記

秋もいよいよ深まってまいりました。私がよく利用するコンビニエンスストアにも、蒸し器に入っている肉まんが売られるようになり、早速、一つ買って味わってみました。

さて、秋と言えば「食欲の秋」、「スポーツの秋」、「行楽の秋」、「読書の秋」、「芸術の秋」など様々な表現がありますが、何をするにしても格好の季節です。何と言っても、食べ物のおいしい季節です。

私自身、親睦旅行で静岡県熱海市へ行き、秋の味覚を求めて海に繰り出し、二日酔いと船酔いに耐えながら、釣りにいそしました。釣果は予想以上に家に持ち帰り、友人らを招き秋の味覚を堪能しました。

来月、11月9日の「119番の日」に、自治体消防50年記念・全国消防広報コンクールの受賞作品の消防庁長官表彰式が長官室で行われます。なお、これに先立ち、11月5(木)～7日(土)までの間、東京駅北口ドーム内で受賞作品の展示会を予定しています。どこの消防本部・消防団が受賞されるか乞うご期待ください。

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>

編集発行

消防庁総務課

〒105 8489 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121